

平成 22 年度コンテンツ産業人材発掘・育成事業（有望若手映像等人材海外研修事業）
プロデューサーカリキュラム

フィルムコミッションの活用法

ジャパン・フィルムコミッション

事務局長

室伏多門

目 次

1. はじめに.....	4
2. フィルムコミッションの歴史と現状.....	5
2-1. フィルムコミッションの設立経緯と役割.....	5
2-2. 海外のフィルムコミッションの活用方法.....	6
支援の申し込み方法.....	6
2-3. 海外のフィルムコミッションによる製作技術等へのアドバイス.....	7
2-4. 各国の映像製作支援.....	7
(1) 米国.....	8
A. カリフォルニア州.....	8
B. ニューヨーク州.....	8
C. フロリダ州.....	8
D. 連邦政府.....	9
E. ミシガン州.....	9
F. オクラホマ州.....	9
(2) 欧州.....	9
A. ドイツ.....	9
B. ハンガリー.....	10
C. クロアチア.....	10
D. チェコ.....	10
E. スペイン.....	10
F. ベルギー.....	10
G. アイルランド.....	10
H. フランス.....	10
I. イタリア.....	10
(3) アジア.....	11
A. 韓国.....	11
韓国映画振興委員会 (KOFIC).....	11
釜山フィルムコミッション.....	12
B. 台湾.....	12
台湾フィルムコミッション.....	12
台北市.....	12
台湾政府.....	13
C. シンガポール.....	13
シンガポール映画委員会 (SFC).....	13

シンガポール観光局撮影支援制度	13
3. 日本のフィルムコミッションの特徴	14
3-1. 設立の経緯	14
3-2. フィルムコミッションのタイプ	15
(1) 都市型フィルムコミッション	15
(2) 田園型フィルムコミッション	16
3-3. 地域等のネットワークについて	16
(1) 国内ネットワーク	17
(2) アジア地域ネットワーク	18
4. 国際共同製作における日本でのロケーション撮影の流れ	19
4-1. 入国にあたって	19
(1) 入国に必要な手続き	19
(2) 機材の運搬について	22
カルネの受給資格	22
カルネの申請手続き（概要）	22
4-2. 撮影許可の申請	23
(1) 道路使用について	23
道路使用許可	23
道路占有許可	23
(2) 公共施設について	24
(3) 民間施設について	24
(4) 出演者等について	24
(5) 損害保険への加入	24
5. 国内でのロケーション撮影に役立つサービス	25
5-1. それぞれの役割の違い	25
5-2. 撮影の円滑化に向けたアプローチ	25
6. フィルムコミッションを活用したロケーション撮影のプロセス	27
6-1. 基本的なフロー	27
(1) 基本合意（候補地の選定）	27
(2) 撮影協力検討・許可申請手続き	27
(3) 撮影実施	28
(4) 後処理	28
6-2. ロケーション撮影に伴うトラブル例	29
7. ロケーション撮影に関するコンプライアンス	30
(1) 法令遵守	30
(2) リスクマネジメント	30

(3) メリットの安定的確保	30
8. JFC へのロケ支援依頼時の同意事項.....	31
9. 参考資料リスト	37

1. はじめに

『おくりびと』(08) がアカデミー賞を受賞して以来、山形県酒田市を多くの観光客が訪れるようになった。北海道で「居酒屋はどこ？」と尋ねる中国人旅行者が増えている。そして、秋田県では韓国―秋田間の定期便の搭乗率が 50%台から 70～80%台に向上した。いずれも、映画やドラマが撮影された地域に関する近年の話題で、映画やドラマの誘致が地域の活性化、特に観光振興につながった例として紹介される話題である。

現在、日本には 100 を超えるフィルムコミッションや、その他のロケ支援組織が設立され、活動しているという。その活動目的の多くは、映画やドラマの誘致によって知名度向上を図り、ひいては観光振興を目指すとされているが、フィルムコミッションの目的はそれだけではない。世界各地で展開される映像製作支援には、フィルムコミッションが審査過程や技術的な支援などにも関わっている。また、設立から 10 年を経過した日本の各地域のフィルムコミッションも、単なるロケ地紹介ではなく、これまでに製作クルーを支援した経験を蓄積し、それぞれの地域で円滑に撮影が行われるための技術的な支援や、地域のさまざまな活動に映像を活用する観点からの協力活動を行っており、これからの国際共同製作において重要な役割を果たすと目されている。

本稿では、特に日本で撮影が行われる国際共同製作の作品を想定し、フィルムコミッションを製作側が活用する際の留意点等を示す。

2. フィルムコミッションの歴史と現状

2-1. フィルムコミッションの設立経緯と役割

フィルムコミッションの歴史は、1940年代の米国にさかのぼるといわれている。当時の映画の多くは、ハリウッドの屋内スタジオまたは野外セットで撮影されることが多かったが、作品のリアリティを求めるエンタテインメント業界は、セットではなく街路や路上での撮影の可能性を模索し始めた。その際に、道路使用許可、道路規制、安全管理などの点で地域の行政機関との連携が不可欠となり、地域側は徐々に専門職員の配置や部署を設置し、1960年代に「フィルムコミッション」という名称を使った部署が設立されたといわれている。

その後、1975年には米国に「Association of Film Commissioners International (AFCI)」が設立されることとなった。このAFCIは、各々のフィルムコミッショナーの経験・知識を共有し、フィルムコミッショナーが備えるべき資質や組織の機能強化を実現すること目的としており、現在では世界30か国や地域に300を超えるフィルムコミッションが所属し、フィルムコミッショナーのスキル向上セミナーの開催や、ロケーションや各種支援制度を紹介する展示会の開催などを通じて、映画やテレビ番組のロケーション撮影の向上に努めている。

【AFCIの主な活動内容】

- Webサイトを通じた会員フィルムコミッションへの相談機会の提供。
- 機関誌による各地域の撮影事情・環境の情報提供。
- 展示会などでのマーケティング機会の提供。
- フィルムコミッショナーの養成。

また、各地のフィルムコミッションは、プリプロダクション、プロダクション、ポストプロダクションといった映像関連産業の振興・雇用創出にも深く関与するなど、活動範囲を拡張し、映像製作者に対する助成制度やファイナンス相談に応じるなどのサービス提供を通じて、積極的に共同製作を進め、映画産業にとっては不可欠な存在となっている。

2-2. 海外のフィルムコミッションの活用方法

支援の申し込み方法

撮影場所に関する相談や、海外のフィルムコミッションへの協力・支援申し込みや相談方法は、基本的にそれぞれの組織で異なる。

前述の AFCI では、http://www.afci.org/location-inquiry/login_location_request.php にてロケーション撮影に関する相談を申請すると、関係地域のフィルムコミッションへのアクセスをサポートするサービスを提供している。

このサービスでは、アジア、アフリカ、欧州という大きな地域単位、または東アジア、東南アジア、西アジアといった範囲の地域単位での相談が可能である。なお、このサービスを利用するには、名前、メールアドレスの登録とパスワードの設定が必要となる。また、相談にあたっては、以下の情報を添えることも必要とされる（下線部は必須項目）。

申請者概要

■ 名前 ■ 立場（俳優、監督、製作者、プレス、脚本家など） ■ E-mail アドレス
■ 製作会社名 ■ 電話番号 ■ 携帯電話番号 ■ ファックス番号 ■ 希望する連絡方法

プロジェクト概要

■ プロジェクト名 ■ 製作開始予定日 ■ 製作終了予定日
■ プロジェクトのタイプ（映画、テレビドラマ、ドキュメンタリーなど） ■ 予算（US\$）
■ プロジェクトの状況（企画開発段階～資金調達済）

相談内容

■ 撮影希望シーン ■ その他地域に求める条件

このフォームにより登録した情報は、AFCI によって会員フィルムコミッションに情報提供され、条件に合致するロケーションや撮影に役立つ各種の支援に関する情報を、各地のフィルムコミッションから受けることができる。資金調達などが困難となった製作者は、各種のインセンティブ制度や企画開発支援などに高い関心を寄せる傾向にあり、提示条件によって撮影地を決定する（場合によってはシナリオを変更する）ことも珍しくないが、支援に関しても競争原理が働き、各地のフィルムコミッションも多様な製作支援を実施するようになっている。

また、国や地域、撮影場所がすでに決定している場合、<http://www.afci.org/browse/find.php> より当該地域で活動するフィルムコミッション（AFCI の会員団体）を検索できる。ここでは、各フィルムコミッションが運営に関係するインセンティブ制度などの概要を調べることも可能だ。

2-3. 海外のフィルムコミッションによる製作技術等へのアドバイス

世界の多くのフィルムコミッションは、自地域の映像産業、および関連産業と密接な関係を持った事業展開を行っており、当該地域で撮影する場合の製作技術などに関する情報提供や、アドバイスをを行っていることが多い。

世界各地のフィルムコミッションは、日本とは異なり、市町村単位よりも広域の地域単位をカバーしており、基本的な製作体制の確保が可能で、一定規模の撮影であれば、本国からすべての撮影クルーを同行させる必要がない場合も多い。現地の撮影クルーの活用において、コミュニケーションの問題が生じる場合も少なくないが、現地の撮影環境などに精通していることから、効率的な撮影ができるなどの利点があり、製作コストを結果的に低く抑えることが可能となる。

また、機材レンタルに関しても同様であり、日本製の高性能機材が不可欠な撮影は別であるが、運搬中の事故リスクや輸送コスト、現地での動作テストやバックアップ確保のためのコストなどを考慮すると、やはり機材の現地調達が結果的にコスト削減につながる場合も少なくない。

すなわち、フィルムコミッションに対する技術的な相談は、単なる技法的な問題だけではなく、製作予算の編成に関しても有益な情報を入手できる機会となる。日本の製作関係者は、フィルムコミッションの提供サービスを、単にシナリオに合致したロケーション情報の提供と誤解している面も見受けられるが、総合的なロケーション（撮影地域）に関する情報提供と撮影支援の提供を主体と捉え、当該地域での映像製作に関するよろず相談窓口として積極的に活用すべきである。

2-4. 各国の映像製作支援

各国の支援策は、その支援目的によって支援申し込みの必要条件が異なる。特に、多くの国や地域の支援目的が自国地域の映像産業の振興・育成を目的としているため、制度の適用条件の審査において、自国に対してどれだけのメリットを相手側が提供するのかを重視する傾向が強いことに留意すべきである。

このようなことから、一般化は難しいものの、多くの国や地域で実施されている税の減免措置は、自国とその地域の製作会社によるプロジェクトへの関与が必要条件とされ、当該事業者の税を減免、払い戻しにより、海外の製作者に資金を提供する方式となっている。

また、共同製作作品については、製作者や会社の国籍と出資比率、雇用するスタッフや出演者の国籍別の比率などで評価し、映像作品の支援の可否を審査することも行われる。

この映像製作関係者や作品の「国籍」に関しては、海外共同製作を活性化する目的で、国や地域、あるいは都市レベルで共同製作協定を二国間で締結し、それぞれの国の支援策が適用されるような措置が取られることが増えている。これらは、支援策と並び、資機材の関税に関して優遇する措置が取られる根拠となる場合もある。

以降に世界各地の映像製作支援を例示するが、共同製作に関する海外の制度の概要については、<http://www.unijapan.org/co-production/>を参照頂きたい。

(1) 米国

米国では、州単位でフィルムコミッションが設立され、州政府などが映像製作に関する支援策を実施している。以下に、いくつかの例を示す。

A. カリフォルニア州

2009年に承認された助成金制度では、最高25%の税額控除と5年間で5億ドルの予算が策定されている。同制度を管理する「カリフォルニア・フィルムコミッション」の実績報告（2010年1月19日発表）によれば、同制度が適用された企画の内訳は、インディペンデント映画38%、スタジオ製作映画27%、テレビ映画20%、テレビシリーズ8%、DVDストレート作品7%となっている。なお、ポストプロダクション終了までは税額控除資格を得ることができない。

【適用条件等】

- 製作費7,500万ドルまでがピロウ・ザ・ライン支出の20%を税額控除。
- 製作費1,000万ドルのインディペンデント映画とテレビシリーズ（カリフォルニア内にロケーションを変更した作品）は支出の25%を税額控除。

B. ニューヨーク州

2010年より、映画とテレビ番組の製作に対して30%の税額控除を適用するため、年4億2,000万ドル×5年間=21億ドルの予算が計上されている。

【適用条件等】

- 製作費の75%以上をニューヨーク州内で支出すること。
- ポストプロダクションの75%をニューヨーク州で実施すること。
- エンドクレジットにニューヨーク州に対する謝辞を入れること。謝辞を入れない場合は、DVDのリリース時にニューヨークのPVを付けること。

C. フロリダ州

州内での支出の20%を税額控除。ファミリー向けの企画やハリケーンシーズンの製作には5%のボーナスを適用し、最大30%まで控除される。

【適用条件等】

- 上限：製作支出全体の 20%、800 万ドルまで。
- 映画、ドキュメンタリー、ドラマ、リアリティ番組、コマーシャル、教育的コンテンツ、音楽ビデオ、ビデオゲームなどを対象。
- 州外で製作やポストプロダクションを行う作品も対象。

D. 連邦政府

撮影経費の 1,500 万ドル（低所得者層地域で撮影を実施した作品は 2,000 万ドル）まで税額控除を適用。テレビでは 1 エピソードごとに適用し、最大 44 エピソードまで控除される。

【適用条件等】

- 製作費のうち、賃金の 75%は米国内での作業について支払われること。
- 露骨に性的なコンテンツは承認されない。

E. ミシガン州

経費の合計額について最高 42%を還付（非居住者の人件費も 30%控除）。

F. オクラホマ州

税額控除 37%を適用。

(2) 欧州

欧州では、フィルムコミッションのみならず、さまざまな組織・機関が映画製作に対する支援策を講じている。

A. ドイツ

「ドイツ連邦映画ファンド（DFFF）」は、ドイツ国内で製作費の 25%以上（製作費が 2,700 万ドル以上の場合は 20%以上）を支払った場合に 10~60 万ドルの助成金を受けることができる制度を運用している。また、地域にもファンドが存在する。

B. ハンガリー

20%の税還付を実施。

C. クロアチア

共同製作ファンドにより 10%の助成金制度を運用。上限 25%の税額控除制度も設立予定だ。

D. チェコ

20%の税還付制度を設立予定。

E. スペイン

プロデューサーに対して最大 18%の税額控除を適用。またバレンシア地方では、地域ファンドが上限 530 万ドルを提供する。ただし、撮影が同地方内で 1/3 以上実施されることが条件だ。

F. ベルギー

政府が実施している、映像製作に対する資金的バック企業への税制優遇措置により、民間企業が共同製作に資金を注入。それに加えて、対象作品の製作、配給、VFX にも協力している。

G. アイルランド

自国のプロデューサーが海外と行う企画段階の支援として、インターナショナル企画開発費融資を実施している。

H. フランス

フランスで撮影、あるいはアニメ会社や VFX 工房と共同で製作される外国映画やテレビ番組を対象に、製作会社の支出費用の 20%を免税（560 万ドルが限度額）。

I. イタリア

海外製作作品において、イタリアのエグゼクティブプロデューサーを通じた支払いの 25%を即時返還。ただし、上限は 700 万ドルで、作品総予算の 60%以内となっている。

(3) アジア

A. 韓国

韓国映画振興委員会 (KOFIC)

2011 年から以下の支援開始を予定している。なお、映画製作の名目で韓国にて使用した財貨および役務の細部項目は、追って確定する予定だ。

- 支援対象:70 分以上の長・短編劇映画(ドキュメンタリーおよびアニメーションは除く)。
- 支援金額:韓国で支出する映画製作費の 20%を現金支援。
- 支援申し込み資格:韓国で事業者として登録された法人で、外国映画会社が製作する長編映画のプロダクションサービスを行う映画製作者(ポストプロダクション会社を含む)。

図表 1 KOFIC の支援対象および支援内容

区分	支援対象および支援内容	備考
ロケーション	支援対象:韓国で製作費 50 億ウォン(約 3.5 億円)以上(ポストプロダクション費用含む)を執行する長編劇映画。 支援内容:韓国で執行した製作費用の 20%を支援。 外国映画会社の財政参加比率:50%以上。	作品あたりの支援金の最高限度額:30 億ウォン(約 2.1 億円)。
ポストプロダクション	支援対象:韓国で 10 億ウォン以上のポストプロダクション・デジタル・視覚効果作業のみを行う長編劇映画。 支援内容:韓国で執行した製作費用の 20%を支援。 外国映画会社の財政参加比率:50%以上。	

釜山フィルムコミッション

- ロケハンインセンティブ：釜山で撮影予定の海外・共同製作作品に対して宿泊費を支援（最大 60 泊）。
- 製作費インセンティブ：釜山で撮影される海外作品と国際共同製作作品を対象に、撮影のため釜山で支出した費用の 30%（最大 1 億ウォン）まで還給（交通、宿泊、人件費、機材レンタル、食代など釜山で支出した項目）を支援。
- ポストインセンティブ：釜山でポストプロダクションをする海外・国際共同作品に対して宿泊費支援（最大 120 泊）。海外作品が釜山でポストプロダクション作業をする時、費用の 10%支援（最大 3 千万ウォン）。

その他、「ソウルフィルムコミッション」や「キョンギフィルムコミッション」でも同様のインセンティブ制度を実施している。

B. 台湾

台湾フィルムコミッション

- ロケ地探し、共同製作、撮影機材、ポストプロダクションに関する無料相談。
- 製作者カードの発行。カードの提示により宿泊、食事、レンタカー、ランドリーサービスなどを 4～5%割引。

台北市

以下の基本条件と付帯条件を満たし台北で撮影する作品に対して、約 60 万 US ドル超を助成。

【基本条件】

- 70 分以上の映画。
- 16 mm/35 mm、またはそれに相当するデジタルカメラでの撮影。
- 市場性があり配給計画のある作品。

【付帯条件】（いずれかに該当すること）

- 台北が物語に組み込まれていること。
- 台北市が部分的に登場すること。

- 台北市内若しくは地元スタッフを雇用してポストプロダクションを行うこと。また、地元製作会社を利用することも必要とする。

台湾政府

台湾政府は、台湾で一部または全部撮影する映画や、2D/3D のアニメーション作品で、70 分以上の作品について、人的資源や技術的な支援を行う。

- 台湾国籍のキャスト、クルーの人件費の 30%を支援する。
- プリプロダクション費用、ポストプロダクション費用の 25%を支援する。

C. シンガポール

シンガポール映画委員会 (SFC)

政府機関である SFC では、映画製作の促進を図るために脚本作成や映画製作に対する資金援助を実施。共同製作の場合でも、公式国際共同製作ステータスが供与されている場合は、対象となる。ただし、共同製作契約を締結している国のみが申請可能。国際共同製作契約を締結している国は、オーストラリア、カナダ、韓国、ニュージーランド。

シンガポール観光局撮影支援制度

海外の映画製作関係者や放送関係者による、同国内での映画やテレビ番組の撮影、実制作、ポストプロダクションの実施を推進するために設置された。国内の専門サービスや機材利用、航空会社、宿泊などの費用を最大 50%まで援助する。

3. 日本のフィルムコミッションの特徴

3-1. 設立の経緯

現在、日本国内にあるフィルムコミッションやロケ支援組織の数は、150 を超えるといわれている。北九州市などのように、広報活動の一環として映画やテレビに対する協力活動を行う地域が散見されたが、米国を中心に確たる行政サービスとして確立されたフィルムコミッション活動を本格的に日本に導入する動きは、2000 年に民間主導により設立された「フィルムコミッション設立研究会」が最初であった。そして、日本国内で公式のフィルムコミッション活動を展開する組織は、同年設立された「大阪ロケーションサービス協議会」であり、その後、横浜、神戸、北九州市など、フィルムコミッション活動を行う組織が各地で相次いで設立された。この頃に設立された各地域のフィルムコミッションの活動目的は、映画やテレビで撮影地域の知名度がアップすることによる観光振興を目指すものが多かった。そのため、国の行政機関でいち早くフィルムコミッションに着目したのは、観光施策を所掌する当時の運輸省であった。

このような日本国内のフィルムコミッションと、制度発祥の地である米国のフィルムコミッションには、大きな違いがある。国の行政制度の違いを主な理由として、米国では州単位でフィルムコミッションが設立されているのに対して、日本国内では当初、市町村単位で設立されることが多かった。ただ最近では、都道府県単位のフィルムコミッションも増加している。

日本では、実際のロケーション撮影の現場における支援は市町村単位のフィルムコミッションが担当することが多いものの、製作側がロケーション候補地を探す段階では、各地域のフィルムコミッションが連携して対応している。この組織間の連携の基盤を作ったのが、前出のフィルムコミッション設立研究会から発展した「全国フィルムコミッション連絡協議会」である。この組織は、各地域のフィルムコミッションの活動を支援し、映像文化の発展に資することを目的とし、各地のフィルムコミッション組織や、地方公共団体、映像製作団体、観光振興団体や、関連企業、個人によって構成されていた。その活動内容は、地域側の観光振興のみを目的とした活動だけでなく、映像文化の発展に資するために、全国各地域でのフィルムコミッションの設立支援、既存のフィルムコミッション組織の機能向上、フィルムコミッションの関係者と映像製作関係者に共通する課題解決の方策検討などにおよび、文化施策を担う文化庁や、映像産業振興に取り組む経済産業省と連携した事業も展開してきた。

さらに 2009 年、全国フィルムコミッション連絡協議会は国内の映画産業に対する支援だけでなく、海外からの撮影隊の誘致、相談窓口としての機能を備えた組織として、「ジャパン・フィルムコミッション (JFC)」に移行している。

【JFC の主な活動内容】

- 海外からの撮影隊などに対するフィルムコミッション業務（国内外の映像製作関係者のマッチングを含む）。
- 日本のロケーション・映像製作環境に関するプロモーション活動。
- 全国のフィルムコミッション・ロケ支援組織のネットワーク化。
- 映像製作支援などにかかる人材育成を促進する JFC 認定研修の実施。

3-2. フィルムコミッションのタイプ

欧米諸国と異なり、日本の映像製作、特に映画製作に関係する事業所は、首都圏と関西圏に集中しており、CM や音楽ビデオなどを制作する小規模な事業所も、大都市圏に集中するのが実態である。ロケーション撮影への協力によって映像製作に関わるフィルムコミッションもその影響を受け、首都圏近郊や政令指定都市で活動する都市型フィルムコミッションと、それ以外の地域の田園型フィルムコミッションでは、提供できるサービスが異なることがある。

(1) 都市型フィルムコミッション

都市型フィルムコミッションが活動する地域は、年間を通じて比較的多くの撮影を受けている。これは、東京都内では道路使用許可などの撮影許可を得ることが難しく、その代替として首都圏近郊の都市や政令指定都市が撮影地となることが多いためである。

このような地域で撮影を行う場合、次のような製作する側にとってのプラス要因、マイナス要因に留意する必要がある。

【プラス要因】

- フィルムコミッションのスタッフも色々なシーンの撮影経験を持つ。
- 大都市であれば撮影機材を現地で調達することができる（要事前確認）。
- 地域に映像製作に関係する事業者がいる。
- 人口が多く、市民エキストラの確保が比較的容易。
- 通訳などの人材の確保も可能である。

【マイナス要因】

- 撮影件数が多く、撮影の立ち会いが困難な場合がある。
- 交通規制などが困難な場合がある。
- 公共施設を撮影に使う場合、本来の利用を理由に許可が下りない場合がある。

(2) 田園型フィルムコミッション

田園型フィルムコミッションが活動する地域では、都市近郊と比べると撮影件数は少ない。しかし、その地域固有のロケーションを製作側が希望する場合や、交通アクセスが困難な場合など、長期滞在となることが多く、撮影隊の滞在に伴う経済効果が大きい。また、都市的地域は代替地として撮影されることが多いため、地域名が作品に明示されず、地域側が期待する PR 効果が薄れる場合が多いのに対して、田園地域は、地域名が出なくても視聴者に特定の場所として認識されることが多く、高い PR 効果が得られるという地域側の期待も大きい。

このような地域で撮影を行う場合、次のような製作する側にとってのプラス要因、マイナス要因に留意する必要がある。

【プラス要因】

- 支援件数が少ないために、きめ細かい支援を受けられる可能性が高い。
- 「交通量が少ない」「利用者がそれほど多くない」という点で、住民などの協力・承諾が得やすく、許可が下りやすい場合がある。
- 「人脈による融通が利く」「地域ぐるみの支援」が期待できる場合がある。

【マイナス要因】

- 高度な技術を必要とする場合に地域側の技術協力が得られない可能性がある。
- 専門的機材・人材の確保が難しい場合がある。
- 交通アクセスなどの問題で長期滞在が必要になる場合がある。

3-3. 地域等のネットワークについて

日本国内はもとより、アジアや世界のフィルムコミッションは、ネットワーク組織を形成している。ここでは、日本国内およびアジアのフィルムコミッションのネットワーク組織を紹介する。

(1) 国内ネットワーク

日本では、各地のフィルムコミッション並びにその他のロケ支援組織について、JFC が中心となって組織した地域ブロックがある。

この地域ブロックは、製作側が撮影地域を選ぶ際に特定の市町村や県が決まっていない場合や、撮影予定地の近隣都道府県などで別のロケーションを探す場合、またその他の支援を受けること希望する場合を想定して進められているものである。

それぞれのブロックには、ブロック内の連絡調整などを行う「ブロック長」が地域ブロックの構成組織により選任されている。ブロック構成およびブロック長は、図表 2 の通りである。

図表 2 地域ブロックの構成とブロック長（2011 年 3 月末時点）

ブロック名	都道府県	ブロック長の所属組織
北海道	北海道	札幌・北海道コンテンツ戦略機構
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	せんだい・宮城フィルムコミッション
東京	東京都	東京ロケーションボックス
関東 甲信越静	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	信州上田フィルムコミッション
中部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	なごや・ロケーション・ナビ
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	わかやまフィルム・コミッション
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	広島フィルム・コミッション
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	えひめフィルム・コミッション
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県	北九州フィルムコミッション
沖縄	沖縄県	沖縄フィルムオフィス

ブロックの構成組織は、それぞれの地域ブロックによって異なる場合もあるが、JFC の会員組織のみならず、当該地域の会員以外のロケ支援組織や、ロケーションサービス/ロケーションコーディネーターなどで構成されている。

(2) アジア地域ネットワーク

アジア地域では、アジア各地のフィルムコミッションのネットワーク組織「アジア・フィルムコミッション・ネットワーク（AFCNet）」が組織されている。構成は、15か国の地域から40団体が加盟し、日本からは17団体が加わっている。

この組織は、加盟各国の連携を強化し、各地のロケーション撮影に関する法制度、保険、税関、入国管理の情報の共有、アジア圏域の国際共同製作の推進などを通じて、アジア圏全域の映像製作産業の発展に寄与することを目的に設立された。

各国の加盟団体は、製作者からの各地域での撮影や共同製作などに関する相談を受け付けている。AFCNetの加盟国は、オーストラリア、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国である。

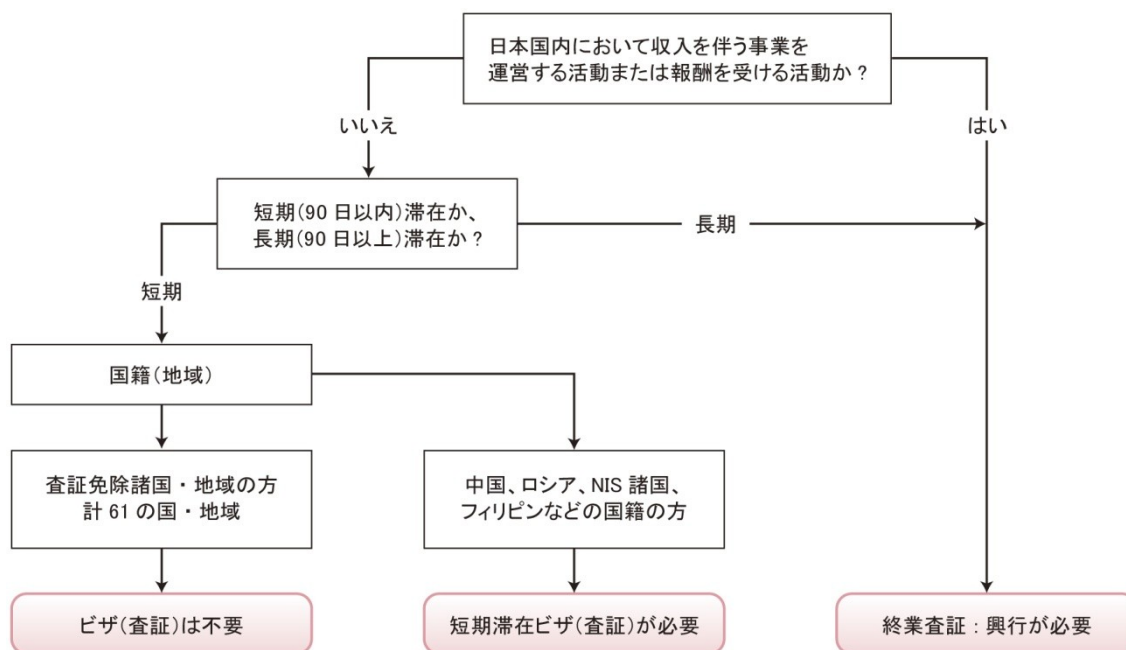
4. 国際共同製作における日本でのロケーション撮影の流れ

4-1. 入国にあたって

(1) 入国に必要な手続き

映像作品の製作のために海外から国内に入国する際、滞在期間と報酬の有無によって査証（ビザ）を必要としない国籍（地域）の方もいるが、それ以外は査証が必要となる。また、「在留資格認定証明書」の交付を受けることにより、査証の発給の迅速化や、入国審査手続きが簡易化・迅速化される。査証申請手続きは、招へいする方の国籍（地域）によって必要となる書類や手続き内容が異なる。図表3に概要を示すが、詳細は外務省や入国管理局のホームページ、招へいする方の国や地域の在外公館などへの確認を要する。

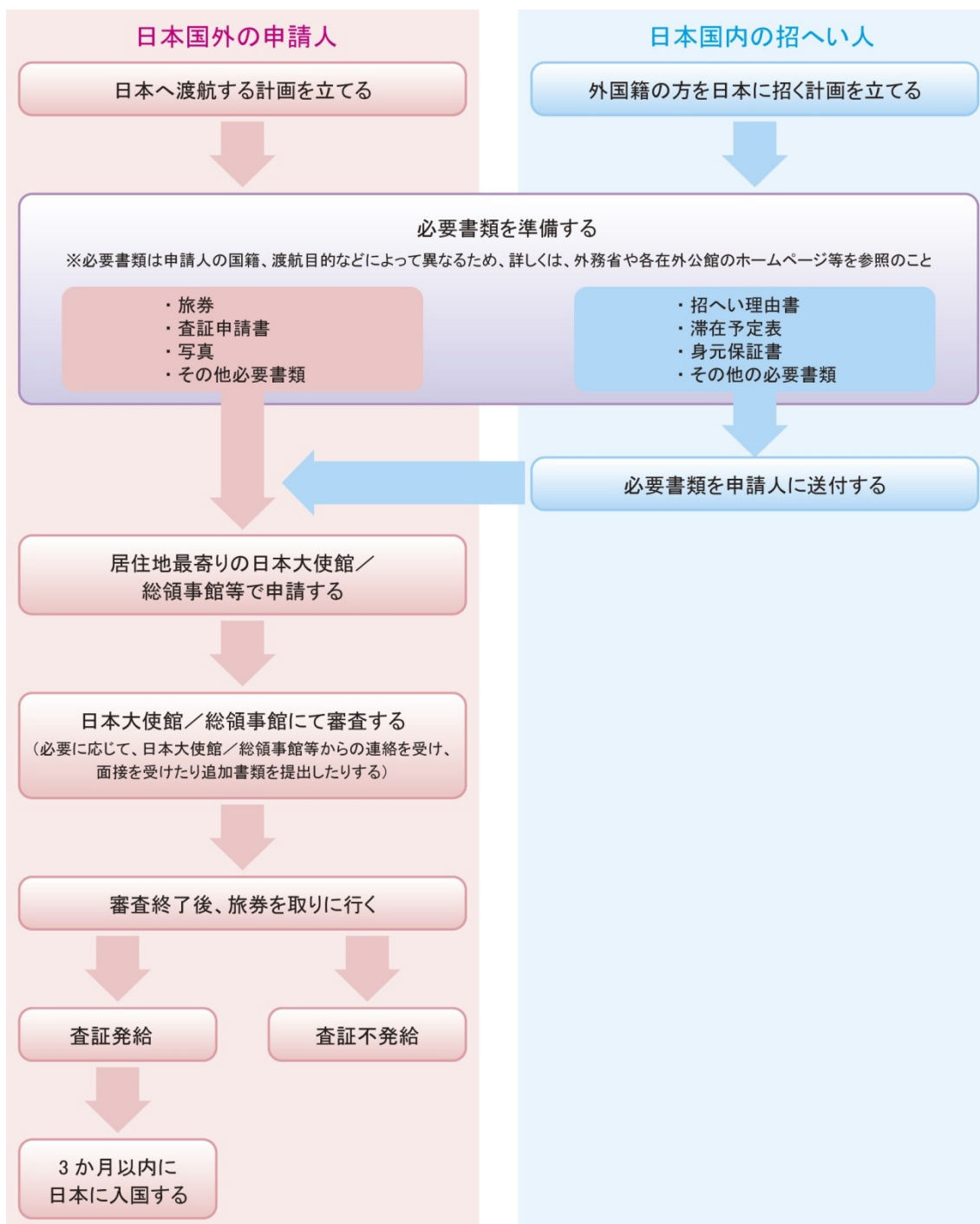
図表3 査証取得の確認フロー（2010年4月時点）



出典：外務省ホームページ

短期滞在ビザ（査証）手続きの概要は図表4の通りである。必要書類や手続き内容は、申請人の国籍（地域）や滞在目的によって異なるので、各在外公館のホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>）等を確認する必要がある。

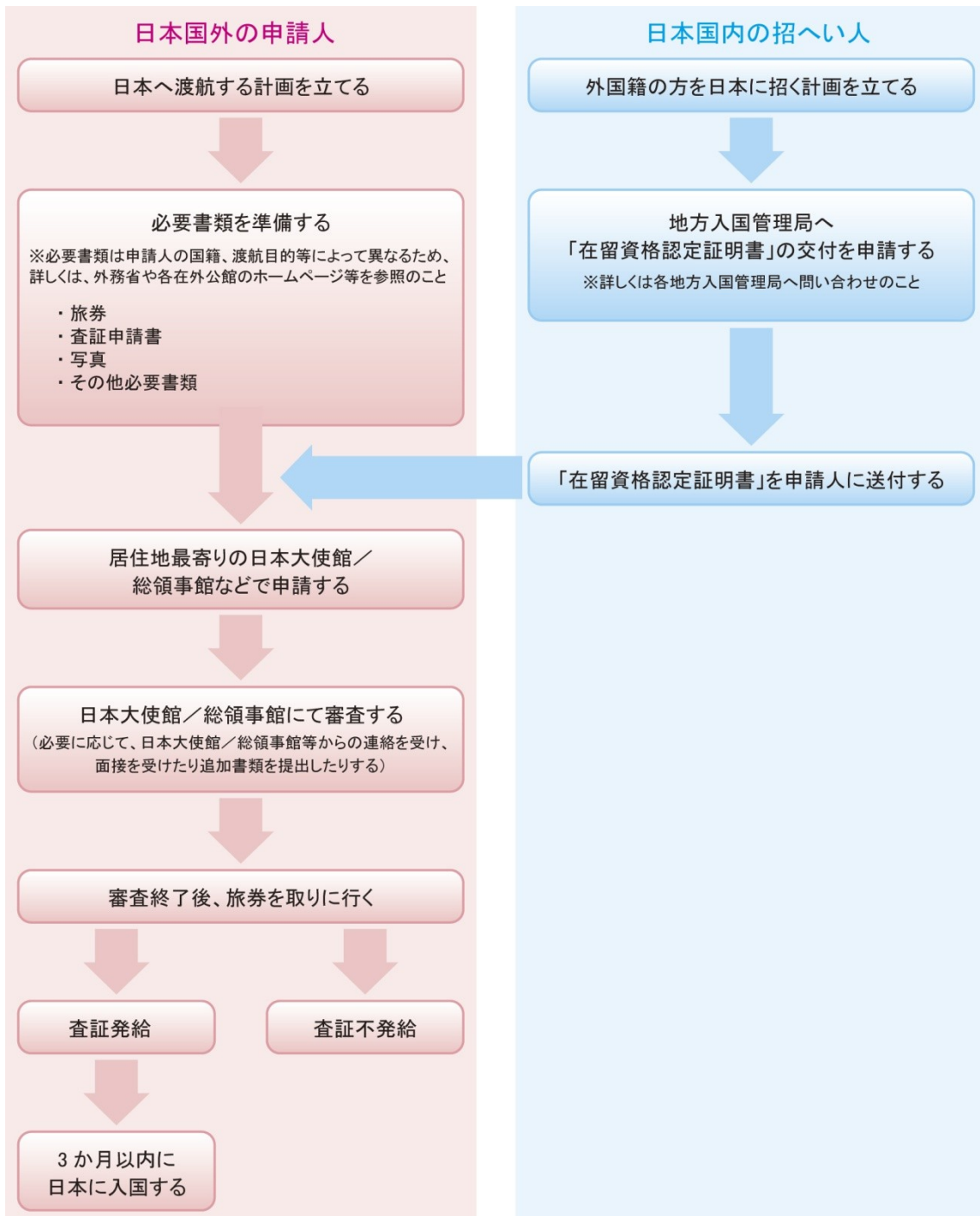
図表4 短期滞在ビザの申請フロー



出典：外務省ホームページ

就労・長期滞在ビザ（査証）手続きの概要は図表5の通りである。必要書類や手続き内容は、申請人の国籍（地域）や滞在目的によって異なるので、短期滞在ビザと同様、各在外公館のホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>）等を確認する必要がある。

図表5 就労・長期滞在ビザの申請フロー



出典：外務省ホームページ

(2) 機材の運搬について

海外に機材を持ち込んで撮影を行う場合、あるいは海外から機材を持ち込む撮影隊を受け入れる場合、免税扱いで一時輸入通関を手軽に行ったり、輸入税の支払いや保証金の提供を不要とするためには、ATA カルネと呼ばれる通関書類の発給を受ける必要がある。

日本でカルネの発給を受ける場合には、次のような資格、手続きが必要となる。以下に挙げるのは一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）のホームページからの抜粋であり、実際の手続きに当たっては、必ず <http://www.jcaa.or.jp/carnet-j/about.html> を参照頂きたい。

カルネの受給資格

日本国内に住所を有し、かつカルネの使用に伴う義務を確実に履行することができると思われる個人または法人。

カルネの申請手続き（概要）

①所定の申請書用紙に必要事項を記入し押印の上、一般社団法人日本商事仲裁協会の東京事務所か大阪事務所に持参または郵送で申請する。申請書には、必要事項を記入した総合物品表（申請用）を必ず添付する。

②初めて申請する場合には、下記書類の添付も必要となる。

【個人の場合】

- 印鑑証明書。
- 戸籍抄本もしくは住民票抄本、またはそれに代る証明書（外国人登録証明書など）。
- 最新の所得証明書（ただし所定の担保を提供される場合には不要）。
- 記名印鑑届。

【法人の場合】

- 印鑑証明書
- 最新の決算書（ただし所定の担保を提供される場合には不要）
- 登記簿謄本
- 記名印鑑届・代理人選任届

③申請者は、申請の手続事務を自分の代理人として旅行業者・運送業者などに委託できる。

4-2. 撮影許可の申請

日本国内の撮影では、路上を含む撮影を行う場所の使用許可や、民間の商業施設等に対する営業補償、展示品・商品等に対する撮影許可、通行人の肖像権への配慮などが必要となる。以下、それぞれの許可申請手続きについて概説する。

(1) 道路使用について

道路使用許可

日本国内の路上で撮影する場合、道路使用許可と道路占有許可を申請し、許可証の交付を受ける必要がある。道路使用許可は、一般交通の利用を目的として設けられている道路について、通行以外の行為に一定の配慮をして、適切に道路空間を配分することにより調和を図るもので、道路交通法に基づくものである。道路交通法の申請には、以下の書類が必要とされる。

- 道路使用許可申請書。
- 道路使用許可申請書の添付書類。
 - 当該申請にかかる行為の場所または区間の付近の見取り図。
 - 当該申請にかかる行為の方法、形態を具体的に説明する資料（計画書、図面等）。
 - 当該申請にかかる行為を行う道路およびその周辺道路の状況。

なお、道路使用許可申請書の添付書類は、交通状況、その他の道路の使用状況などにより記載すべき項目・内容が異なる場合があるため、事前に利用する道路を所管する警察署、またはフィルムコミッションへの相談が必要である。

また、道路使用許可は、部分的な道路（歩道や公園内の通路も含む）の使用など、路上での撮影のすべてが対象となり、いわゆる道路封鎖（交通規制）の許可申請とは別である。道路封鎖については、道路使用許可以上に地域事情が影響するため、撮影地域の警察署、またはフィルムコミッションへの相談が必要である。

道路占有許可

道路占有許可は、道路に一定の工作物、物件、車両などを設置し、継続して使用する場合に要する許可である。申請は、道路管理者（国、都道府県、市町村など）に対して行う。具体的な申請方法、必要とする書類は地域によって異なるので、フィルムコミッションや、道路使用許可申請について相談する警察署に確認する必要がある。一時的な使用である場合には、不要となることがある。

なお、いずれの許可も、万全の安全対策を講じることを前提として交付されるものである。撮影の規模によっては、交通整理要員や説明看板・防護柵の配置・設置が必要となる。

(2) 公共施設について

公共施設の撮影許可は、施設ごとに許可申請手続きが個別に定められている場合があり、具体的な手続きについては、撮影を予定する地域のフィルムコミッション、もしくは直接施設に照会することが必要となる。フィルムコミッションがある地域では、公共施設の許可申請をフィルムコミッションが一元的に管理している場合が多いので、最初のアプローチはフィルムコミッションにすることが望ましい。

なお、公共施設をロケーション撮影で利用する場合、施設によっては目的外使用にあたるとして、その旨の申請が必要となる場合もある。また、地域住民などの利用が多い施設については、利用料金を支払う場合でも住民利用（予約）が優先される場合があり、一般利用の締切日の設定日以降のみ、目的外利用を受け付ける場合もあることに留意しなければならない。

(3) 民間施設について

民間施設の撮影についても、民間施設が各々独自のルールを設定している場合が多い。公共施設は、フィルムコミッションが照会などの業務を担当している場合が多いが、一般的な商業施設については、それぞれが管理している場合も多い。また、集客施設などにおける撮影で占有利用を行う場合は、その間の営業補償を必要とする場合があることに留意する必要がある。

(4) 出演者等について

地域住民などの確保が必要な場合、各地のフィルムコミッションが運用する登録制のボランティアエキストラを活用することも可能だ。しかし、製作者や専門業者が独自にエキストラを確保する場合、撮影上の注意事項や撮影に関する守秘義務などの事前説明は、製作側が責任を持って行う必要がある。また、一般の通行人や撮影する施設の利用者が写り込む可能性がある場合、肖像権に関する了承などを得ることも必要となる。

(5) 損害保険への加入

許可申請とは異なるが、撮影協力・支援の実施条件として損害保険の加入を義務化しているフィルムコミッションは多い。この損害保険は、物品や建物に対する損害のみならず、エキストラ、出演者、スタッフその他、撮影や事前のシナリオハンティング・ロケーションハンティングに参加するすべての者に生ずる損害も対象に含めるものである。

5. 国内でのロケーション撮影に役立つサービス

民間の事業者であるロケーションサービス／コーディネーターと、非営利公的機関であるフィルムコミッションは、いずれもロケーション撮影をサポートするサービスを提供する。ただし、それぞれが目的とすることは異なり、それによって提供するサービスも変わってくるため、活用方法もおのずから別のやり方となる。

5-1. それぞれの役割の違い

ロケーションサービス／コーディネーターは、業務契約の下で撮影隊に参加し、一体となって撮影の確実な実施・成功を目的としたサービス提供を行っている。

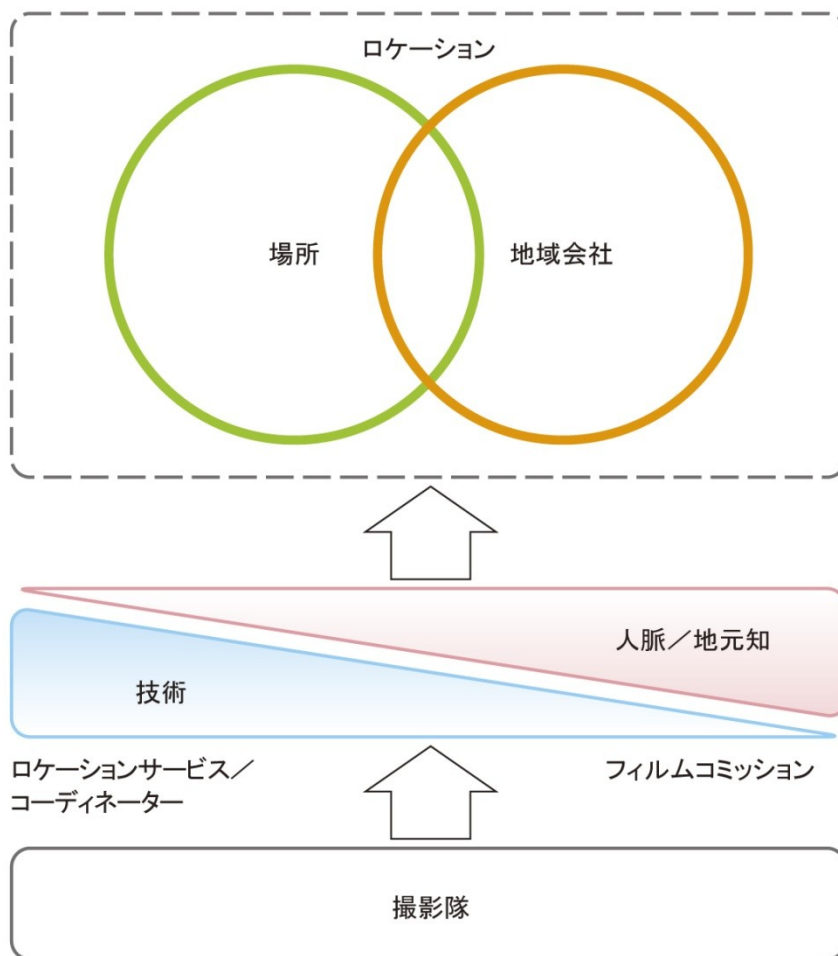
一方のフィルムコミッションは、撮影を円滑にするための協力を無償で提供し、製作者の意向・要望と地域側が独自に設定した撮影条件・各種手続きなどの調整を通じて撮影の円滑化を図り、地域が舞台となった映像作品の活用の取り組みを促進し、地域活性化を実現するためにサービスを提供している。従って、フィルムコミッションが製作側との調整を図っても、地域住民や撮影を予定する施設の管理者が、地域や施設が条件に合致しない、あるいは地域に不利益が生じると判断した場合は、別の代替地の提案や、撮影の中止を判断することもある。

5-2. 撮影の円滑化に向けたアプローチ

こうした背景に加え、ロケーションサービス／コーディネーターと、フィルムコミッションの撮影の円滑化に向けたアプローチが異なる点も、両者の役割分担を考える上で留意すべきである。

次ページの図表6は、ロケーションに対して、両者がどのようにアプローチするかを概念的に示したものである。ロケーションは、大きく物理的な環境としての場所と、そこで日常生活・活動を営む地域社会で構成されている。この対象に対して、ロケーションサービス／コーディネーターは、主にさまざまな地域で撮影した経験をもとに技術的な側面から撮影の円滑化を図る。一方のフィルムコミッションは、日頃の地域社会での活動から、人脈や地元に関する豊富な知識（地元知）を蓄積し、その蓄積を利用して撮影の円滑化を図る。

図表6 ロケーションサービス/コーディネーターとフィルムコミッションの撮影に対するアプローチの違い



製作者がロケーション撮影の実施において困難に直面した場合、これらの両者のアプローチの違いを念頭に置き、両者の適切な役割分担と組み合わせに留意してサービスを活用することが効果的である。

6. フィルムコミッションを活用したロケーション撮影のプロセス

6-1. 基本的なフロー

(1) 基本合意（候補地の選定）

製作側の撮影意向・要望を地域が把握し、撮影実施の可能性を検討する段階である。製作者のイメージするロケーションの情報をフィルムコミッションなどが把握し、具体的なロケーション候補地を複数選定し、実施の可能性を探る。製作者は、できるだけ多くの情報を地域側に提供することが求められる。

基本合意は最短で1か月程度だが、企画・撮影内容、条件によっては、それ以上の時間がかかる場合もある。

図表7 基本合意の流れ

支援申請者		JFC		地域 FC		施設管理者など
企画書作成	(提出) →	企画内容確認 (地域限定)	(確認依頼) →	企画内容確認	(確認) →	協力検討・判断 タイアップなどの 交渉
支援に対する 協力条件の 検討・合意		←	←	撮影支援に対するクレジット、 著作権使用など、協力条件の交渉の取次		

(2) 撮影協力検討・許可申請手続き

フィルムコミッションが選定した候補地や製作側が現場を訪れて、ロケーション候補地を絞り込む段階。プレ・ロケハンなど、製作者の現場確認にフィルムコミッションが同行し、必要に応じて施設管理者、所管する警察署などに出向き、個別の相談をする。この段階で、地域側の撮影協力・支援に応じた、地域側の製作側への地域 PR などへの協力などについて協議が始まる。

なお、許可申請手続の実施方法は、申請相手によって異なる。許可申請以外にも、施設使用料が必要となる場合もある。

図表8 撮影協力検討・許可申請手続きの流れ

支援申請者		JFC		地域 FC		施設管理者など
シナリオ	(提出) →	(適時、協力) →	→	シーン検討	(相談) →	確認
許可申請書作成	←	← (適時、協力)	← (指示)	許可申請の確認	←	
許可申請手続き	(依頼) →	(適時、協力) →	→	申請手続きの協力	→	撮影許可

(3) 撮影実施

各種の撮影条件の細部と実施スケジュールを確定し、撮影を実施する段階。前段階で絞り込まれた候補地も、最終的なスケジュールに応じて、地域行事などとの兼ね合いで実施できなくなる場合もある。従って、撮影を決定する前に、スケジュールを確定した上で、撮影地域の道路状況、地域行事、宿泊施設ほか撮影に関係するすべての要素との調整を行った上で、撮影の実施を決定する。この段階であらかじめ協議した制作側の地域 PR への協力（撮影現場の取材協力など）も実施される。

図表 9 撮影実施の流れ

支援申請者		JFC		地域 FC		施設管理者など
ロケハン／ 撮影計画	(提出) →	(適時、協力) →	→	シーン検討 撮影準備支援	(計画提示) →	確認
準備・撮影実施	←	← (適時、協力)	(連絡) ←	各種撮影の 調整や製作会社の 紹介	←	

(4) 後処理

フィルムコミッションの求めに応じて、撮影完了報告を準備する段階。地域のフィルムコミッションは協力を受けた地域関係者に対して、撮影した内容、公開予定、その後の共同 PR などへの制作側の協力約束などの報告義務を負っている。従って、撮影協力・支援を受けた製作者は、撮影後にフィルムコミッションによる事後調査や資料提出などに応じることが求められる。

なお、作品が最終的に完成した時には、可能な限り完成品を納品する。

図表 10 後処理の流れ

支援申請者		JFC		地域 FC
準備・回答	←	← (協力依頼)	← (協力依頼)	日本での支出状況、製作国での 公開情報などのヒアリング
	→	(確認) →	(報告) →	各種撮影の調整や製作会社の紹介

6-2. ロケーション撮影に伴うトラブル例

以下に挙げたトラブルの事例は、多くの撮影現場で報告されているものである。いずれも、事前の綿密な協議、ルールなどへの合意形成、合意内容の遵守によって未然に防止できるものであり、製作者側も確実に発生させないよう心がけることが不可欠である。特に、ひとりの違反行為はそれ以降の撮影禁止につながるものであり、映像製作環境の全般に影響を与えることに十分に留意しなければならない。

- 故意に申請内容に事実と異なる内容が記載されている。故意に申請内容と異なる撮影行為を行う。
- 事前に合意されたルールが守られない。撮影隊内にルールの周知が徹底されない。
- 撮影関係車両が違法駐車され、一般交通や住民生活に大きな影響をおよぼす。
- 事前に約束した撮影時間が守られない。
- 無断撮影、立ち入り禁止区域で撮影が行われる。
- 地域の宣伝効果を理由として挙げ、無謀な撮影行為におよぶ。
- 撮影にかかった費用の支払が行われない。
- 撮影現場の原状復帰が徹底されない。

7. ロケーション撮影に関するコンプライアンス

ロケーション撮影に関するコンプライアンスは、以下の3つの視点から適切な対応を取ることが求められる。

(1) 法令遵守

ロケーション撮影を実施するには、道路交通法や著作権法など、どのような地域にも普遍的に適用される法に加えて、都道府県や市町村が定めた条例・規則、自治会等の地域コミュニティが定めたルールなど、地域によってさまざまなバリエーションの関連ルールの遵守が求められる。

しばしばフィルムコミッションに対して、「●●地域でできたことが、▲▲ではできなかった」というクレームが寄せられることもあるが、その多くが別の地域での撮影実績に照らして、製作者の判断が地域のルールに合致しなかったことが原因となったものである。

国の制度として定められたルールにも、地域の実情に照らした弾力的な運用がなされている場合もあり、製作者側は常にゼロベースで撮影対象のルールを確認・遵守することが求められる。

(2) リスクマネジメント

ロケーション撮影におけるリスクマネジメントの対象は、撮影に関するリスクと地域住民の生活・企業活動などのリスクなど、多方面の活動におよぶリスクを考慮しなければならないことに留意しなければならない。

このようなリスクマネジメントを実現するには、撮影側と地域側、その他関係者であらかじめそれぞれが想定するリスクを持ち寄り、予防措置・発生した場合の対処方法などを検討することが不可欠であり、密接なコミュニケーションが求められる。また、決定された予防措置・発生後の対策について、直接・間接的に撮影に関わる関係者に周知するとともに、想定するリスクに応じた担当者としてリスク管理責任者を明確にすることが不可欠である。

(3) メリットの安定的確保

地域側にとっては、フィルムコミッション活動は地域活性化を目的として実施するものであり、撮影協力・支援に見合った地域活性化効果の安定的確保もロケーション撮影に関するコンプライアンスとみている。この点に関して、撮影協力時に約束された撮影後の制作側の協力について、約束が実現されない例もあり、その予防策として、契約内容の文書化などの取り組みが進められている。また、制作側が求める協力・支援を実現、またはより良い条件を引き出すには、制作側から地域側への協力について、できるだけ早い段階から協議・決定することも重要となる。

円滑な撮影実施を実現するには、これらのことにも留意することが必要である。

8. JFC へのロケ支援依頼時の同意事項

ここでは、JFC へロケ支援を依頼する際の同意事項と、実際に提出する「ロケ支援依頼書」を掲載しておくので、参考にして頂きたい。

Japan Film Commission Form 同意事項

依頼者は、ジャパン・フィルムコミッション（以下「当団体」）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- 依頼者は、自己の責任においてロケハンおよび撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施するものとします。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力または作業を行うものとします。かかる必要な協力または作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。

2. 事故等の防止

- 依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した時は、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断した時は、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した時は、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者等」）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- 依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとします。

4. 現地における調整

- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者または管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合および集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備および交通整理を行うものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5. 第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導およびスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- 依頼者は、当団体から撮影等に関連する業者、団体および施設並びにその他の第三者（以下「関係者等」）の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく当団体に報告するものとします。

- 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

6. 計画

- 依頼者は、撮影内容の詳細および撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報および資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出するものとします。
- 依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。

7. 原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了したあと、撮影等に用いた場所または施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、撮影等が終了したあと速やかに、撮影等に用いた場所または施設の現況写真を添えて、当団体に撮影等の終了を報告するものとします。

8. ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9. 損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に累を及ぼさないものとします。
- 依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10. 免責

- 当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者または第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、または当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11. 広報

- 当団体は、依頼者に対し事前に相談または通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトへの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
- 当団体による撮影等現場の撮影（出演者が映りこまないものに限る）を許可すること。
- 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
- 作品に当団体のクレジットを入れること。
- 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。
- 作品ポスター、サインその他グッズ等を当団体に提供すること。

ロケ支援依頼書

ジャパン・フィルムコミッション 御中

年 月 日

別紙の同意事項に同意のうえ、以下の通りロケ支援を依頼します。

依頼者に関する事項			
依頼者	(〒 -)		
	住所		
	名称		
	代表者		印
担当者氏名		担当者連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
担当者 E-mail			

撮影する作品に関する事項			
作品名			
作品の種類	<input type="checkbox"/> 映画 TV番組 (<input type="checkbox"/> TVドラマ <input type="checkbox"/> バラエティ番組 <input type="checkbox"/> 旅番組) <input type="checkbox"/> TVCM <input type="checkbox"/> プロモーションビデオ <input type="checkbox"/> 出版物 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)		
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ			
作品概要 シーン概要			
製作会社名		配給元・放送局	
公開・放映日程			予定 or 決定
添付資料	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> スケジュール <input type="checkbox"/> 台本、脚本 <input type="checkbox"/> スタッフ表、出演者表 <input type="checkbox"/> 絵コンテ、イメージボード等 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)		

撮影現場に関する事項			
ロケハン日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のうち 日間	予定 or 決定	
撮影日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のうち 日間	予定 or 決定	
現場責任者氏名		現場責任者 連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
主なロケ予定地			
撮影人員	ロケハン 名 ロケ 名 (内訳: スタッフ 名・俳優 名・その他 名)		
撮影車両	<input type="checkbox"/> ロケバス 台 <input type="checkbox"/> 乗用車 台 <input type="checkbox"/> トラック 台 <input type="checkbox"/> IBOX 台 <input type="checkbox"/> その他 台		

支援内容に関する事項	
希望支援内容	<input type="checkbox"/> ロケ地選定、ロケハン協力 <input type="checkbox"/> ロケハン同行、ロケ同行 <input type="checkbox"/> ロケーションに関する資料（地図、写真）の提供 <input type="checkbox"/> 撮影協力施設の紹介 <input type="checkbox"/> 民間、公共施設等での撮影交渉協力 <input type="checkbox"/> 撮影に関する許可手続協力 <input type="checkbox"/> 宿泊手配協力 <input type="checkbox"/> 地元住民への協力依頼 <input type="checkbox"/> 現地エキストラ、出演者、現地スタッフ手配協力 <input type="checkbox"/> 方言指導手配協力 <input type="checkbox"/> 車両、機材等備品手配協力 <input type="checkbox"/> ケータリング協力 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：
その他 依頼に関する 特記事項)

質問事項	
ジャパン・フィルムコミッションによるロケ現場の撮影（出演者が映りこまないものに限る）を許可するか。	許可する or 許可しない
ジャパン・フィルムコミッションに撮影の成果物を提出するか。	提出する or 提出しない
作品に「ジャパン・フィルムコミッション」のクレジットを入れることを承諾するか。	承諾する or 承諾しない
地元メディアによる撮影現場取材を承諾するか。	承諾する or 承諾しない
作品ポスター、サインその他グッズ等をジャパン・フィルムコミッションに提供するか。	提供する or 提供しない

9. 参考資料リスト

- Association of Film Commissioners International (<http://www.afci.org/>)
- 「バラエティ・ジャパン」2010年記事
- 外務省 (<http://www.mofa.go.jp/>)
- 一般社団法人日本商事仲裁協会 (<http://www.jcaa.or.jp/>)